

評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	入国管理局
名称	外国人の円滑な受入れ (基本目標：我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。) (達成目標：専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。)
評価の概要	平成 15 年度においては、外国人 IT 技術者に係る告示の改正により、フィリピン及びベトナムの機関が実施する試験の合格者が我が国への入国を認められることになり、また、特区法に基づき外国人 IT 技術者に係る在留期間の伸長等の特例措置を講じたことなどにより、専門的、技術的分野の外国人労働者のより一層円滑かつ適正な入国・在留の実現を図ることができた。 今後、我が国における受入れ環境その他内外の状況を十分に見極め、不法滞在等の防止に留意しつつ、社会のニーズ等に応える外国人の円滑かつ適正な受入れを図るための施策を実施していく必要がある。
評価結果に基づく措置状況	<p>1. これまでに講じた措置の内容及び時期</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの</p> <p>-----</p> <p>法令名 : 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律</p> <p>-----</p> <p>立案制定 改廃の時期 : 平成 16 年 6 月 2 日公布、同年 12 月 2 日施行 (の記載に係る部分)</p> <p>-----</p> <p>具体的内容 我が国の在留資格制度をより適切に運用する観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者を含め、偽りその他不正の手段により上陸許可等を受けたこと、正当な理由なく在留資格に係る活動を継続して 3 か月以上行わないで在留していることなどの事実が判明した場合に、当該外国人の在留資格を取り消すことができる在留資格取消制度を設けることとした。</p> <p>-----</p> <p>法令名 : 出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令の技術の在留資格に係る基準の 1 号の特例を定める件の一部改正</p> <p>-----</p> <p>立案制定 改廃の時期 : 平成 16 年 8 月 27 日公布・施行</p> <p>-----</p> <p>具体的内容 平成 13 年 12 月 28 日の法務省令の改正により、我が国が実施する情報処理技術に関する試験に加え、外国との相互認証を踏まえて法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する外国の試験若しくは資格の合格者又は有資格者については、「技術」の在留資格に係る上陸許可基準である「大卒若しくは大卒相当以上の学歴又は 10 年以上の実務経験」を問わずに入国・在留できることとしているところ、従前のシンガポール、韓国、中国、フィリピン、ベトナムに加え、ミャンマーコンピュータ連盟が実施する基本情報技術者試験及び台湾の財団法人資訊工業策進会が実施する軟体設計専門人員試験についても、我が国の基本情報技術者試験と相互認証されたことを踏まえ、平成 16 年 8 月 27 日、当該相互認証された試験について、法務省告示に追加した。</p> <p>-----</p> <p>(2) 予算措置を講じたもの 平成 17 年度概算要求において、専門的、技術的分野の外国人労働者の適正な入国・在留を図るための経費を含む出入国審査経費及び在留資格審査経費を要求している。 なお、次の事業等は、「研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留の実現」及び「学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現」と同様のものである。</p> <p>-----</p> <p>事業等名 : 出入国審査経費及び在留資格審査経費</p>

	<p>概算要求額 (千円):2,041,637千円</p> <p>具体的内容 専門的、技術的分野の外国人労働者を含む外国人の円滑かつ適正な入国・在留の審査を行うための経費を要求している。</p> <p>(3) その他</p> <p>取組を行った時期 通年</p> <p>具体的内容 ア 平成15年4月1日から施行された特区法により認められた外国人研究者に係る活動範囲の拡張及び最長の在留期間の伸長等の特例措置を実施することを内容とする構造改革特別区域計画について、平成16年9月1日現在、33件が特区法に基づき認定されている。 イ 平成15年10月1日から施行された改正特区法により認められた外国人情報処理技術者に係る在留期間の伸長等の特例措置を実施することを内容とする構造改革特別区域計画について、平成16年9月1日現在、7件が特区法に基づき認定されている。 ウ 不法残留等の問題が発生するおそれが少ないなど優良な企業については、在留資格認定証明書交付申請に係る手続の迅速化・簡素化を引き続き実施している。</p> <p>機構・定員要求</p> <p>具体的内容 平成17年度定員要求において、出入国審査業務の充実・強化を図るため、64人の増員を、また、在留資格審査業務の充実・強化を図るため、6人の増員をそれぞれ要求している。</p> <p>2.今後の予定</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの (具体的内容・取組予定時期) 該当なし</p> <p>(2) その他 (具体的内容・取組予定時期) 経済産業省が行っている情報処理技術者試験の相互認証の進展を踏まえ、新たに相互認証された資格等のうち適当と認められるものについて適宜告示をもって追加していくとともに、IT技術分野以外においても、専門的、技術的分野と評価し得る外国人労働者の受入れについて、我が国に有益となる外国人の積極的な受入れを図るための施策を講ずることを検討していく。</p> <p>3.その他 該当なし</p>
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	入国管理局
名称	外国人の円滑な受入れ (基本目標：我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。) (達成目標：研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。)
評価の概要	<p>技能実習移行対象職種は62職種113作業に拡大し、従来は、研修から技能実習に移行できず、帰国しなければならなかった外国人が技能実習を行うことを可能とした。また、平成15年度末に推薦研修制度を廃止したが、外国人研修生の円滑かつ適正な受入れを実現する観点から、一定の条件の下で引き続き当該研修を研修生の受入れ人数枠等の特例の対象とすることとした。このほか、特区における特例措置を講じたことなどにより、外国人研修生の円滑な受入れを図ることができた。</p> <p>他方、「いわゆる団体監理型」研修に係る受入れ機関の実態調査を積極的に実施し、不正行為認定を行うことなどにより、研修生、技能実習生の適正な入国・在留の実現を図ることができた。</p>
評価結果に基づく措置状況	<p>1. これまでに講じた措置の内容及び時期</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの</p> <p>-----</p> <p>法令名 : 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律</p> <p>-----</p> <p>立案制定 改廃の時期 : 平成16年6月2日公布, 同年12月2日施行(の記載に係る部分)</p> <p>-----</p> <p>具体的内容 我が国の在留資格制度をより適切に運用する観点から、研修生、技能実習生を含め、偽りその他不正の手段により上陸許可等を受けたこと、正当な理由なく在留資格に係る活動を継続して3か月以上行わないで在留していることなどの事実が判明した場合に、当該外国人の在留資格を取り消すことができる在留資格取消制度を設けることとした。</p> <p>-----</p> <p>法令名 : 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件</p> <p>-----</p> <p>立案制定 改廃の時期 : 平成16年7月6日公布, 8月2日公布, 8月4日公布, 8月30日公布</p> <p>-----</p> <p>具体的内容 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)に従って、法務大臣の承認を得て財団法人国際研修協力機構(以下「JITCO」という。)が推薦する研修は平成15年度末に廃止されたが、これまで JITCO の推薦を受けて研修生を受け入れてきた研修などで法務大臣が適正と認めるものについては、新たに受入れ機関ごとに個別に法務省告示をもって定め、申請人がその告示をもって定める研修を受ける場合、受入れ機関が受け入れることができる研修生の人数枠等について特例を認めることとし、46の研修事業主体が実施する研修について告示した。</p> <p>(2) 予算措置を講じたもの 平成17年度概算要求において、研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留を図るための経費を含む出入国審査経費及び在留資格審査経費を要求している。 なお、次の事業等は、「専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留の実現」及び「学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留の実現」と同様のものである。</p> <p>-----</p> <p>事業等名 : 出入国審査経費及び在留資格審査経費</p> <p>-----</p>

	<p>概算要求額 (千円):2 , 0 4 1 , 6 3 7 千円</p> <hr/> <p>具体的内容 研修生，技能実習生を含む外国人の円滑かつ適正な入国・在留の審査を行うための経費を要求している。</p> <p>(3) その他</p> <hr/> <p>取組を行った時期 通年</p> <hr/> <p>具体的内容 平成15年10月1日から認めることとした外国人研修生の受入れ人数枠を緩和する特例措置を実施することを内容とする構造改革特別区域計画について，平成16年9月1日現在，2件が認定されている。</p> <hr/> <p>機構・定員要求</p> <hr/> <p>具体的内容 平成17年度定員要求において，出入国審査業務の充実・強化を図るため，64人の増員を，また，在留資格審査業務の充実・強化を図るため，6人の増員をそれぞれ要求している。</p> <p>2.今後の予定</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの (具体的内容・取組予定時期) 該当なし</p> <p>(2) その他 (具体的内容・取組予定時期) 受入れ機関及び関係業界等の要望並びに研修生送り出し国のニーズ等を踏まえ，関係省庁とも協議しつつ，更に技能実習対象職種の拡大を検討していくこととする一方で，適正な研修事業の実施が確保されているか否か実態調査を積極的に行うことにより，研修生，技能実習生の適正な入国・在留の実現を図っていく。 また，技能実習に係る現行の在留資格「特定活動」について活動内容が分かりにくいとの指摘もあることから，独立した在留資格を新設することなどを含めた必要な制度改正についても引き続き検討していく。</p> <p>3.その他 該当なし</p>
<p>備 考</p>	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	入国管理局
名称	<p>外国人の円滑な受入れ (基本目標：我が国の国際協調と国際交流を増進し、我が国社会の健全な発展を目指す。) (達成目標：学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留を実現する。)</p>
評価の概要	<p>留学生の不法残留者が再び増加傾向にあるなどの状況を踏まえ、在留資格認定証明書交付申請等について、従来の取扱いを改めて審査の一層の適正化を図ったほか、教育機関に対し、適正かつ円滑な受入れに当たって留意すべき事項を指導した。また、平成13年度に日本語教育振興協会を日本語教育機関の施設及び編制についての審査及び証明を行う事業者として認定したことにより、平成15年度においても、業務の簡素・合理化が図られ、留学生、就学生、各種申請への対応により円滑かつ適正に対応できるようになった。さらに、平成15年度においては、特区における特例措置として、夜間大学院留学生の受入れを認める特例措置を講じたほか、全国において行う措置として、留学生が卒業後に就職活動を行う場合における最長180日間の「短期滞在」の在留資格の容認等の措置を講じ、達成目標に貢献するための施策を講じることができたものとする。</p> <p>今後も留学生等の受入れ促進のための諸施策を他の行政分野を担当する機関とも協力の上で実施していくことに加え、スポーツ、イベント、ワーキング・ホリデー制度等を通じた一層幅広く円滑な交流を支援していくこととする。</p> <p>他方、留学生の不法残留者が再び増加傾向にあるなどの状況を踏まえ、引き続き厳格な審査を実施していく必要があるほか、依然として、受け入れた留学生等の在留の把握や指導が適正になされているとは認められない教育機関が散見されており、関係機関と協力の上、留学生等の受入れ後の在籍管理の在り方についての改善と教育環境の整備等について、引き続き教育機関を指導していく必要がある。</p>
評価結果に基づく措置状況	<p>1. これまでに講じた措置の内容及び時期</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの</p> <p>法令名 : 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律</p> <p>立案制定 改廃の時期 : 平成16年6月2日公布, 同年12月2日施行 (の記載に係る部分)</p> <p>具体的内容 我が国の在留資格制度をより適切に運用する観点から、学術・文化面にかかわる外国人を含め、偽りその他不正の手段により上陸許可等を受けたこと、正当な理由なく在留資格に係る活動を継続して3か月以上行わないで在留していることなどの事実が判明した場合に、当該外国人の在留資格を取り消すことができる在留資格取消制度を設けることとした。</p> <p>法令名 : 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部改正</p> <p>立案制定 改廃の時期 : 平成16年4月1日公布・施行, 同年6月30日公布・施行</p> <p>具体的内容 日本語教育機関として認定した審査事業に係る日本語教育振興協会の実施結果報告書等を参考として、平成16年4月1日、設置者等について同協会に対し虚偽の申請をする等問題のある日本語教育機関5校を告示から削除したほか、同年6月30日、新たに1校を告示し、2校を削除した。</p>

法令名 :出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部改正

立案制定・改廃の時期 :平成16年6月30日公布・施行

具体的内容

平成17年3月25日から開催される「2005年日本国際博覧会(愛・地球博)」の関係者の円滑な受入れを実現するため、平成16年6月30日、「特定活動」の在留資格に係る法務省告示を改正し、開催準備の段階から関係者の円滑な受入れを可能とした。

(2) **予算措置を講じたもの**

平成17年度概算要求において、学術・文化面にかかわる外国人の円滑かつ適正な入国・在留を図るための経費を含む出入国審査経費及び在留資格審査経費を要求している。

なお、次の事業等は、「専門的、技術的分野の外国人労働者の円滑かつ適正な入国・在留の実現」及び「研修生、技能実習生の円滑かつ適正な入国・在留の実現」と同様のものである。

事業等名 :出入国審査経費及び在留資格審査経費

概算要求額(千円) :2,041,637千円

具体的内容

学術・文化面にかかわる外国人を含む外国人の円滑かつ適正な入国・在留の審査を行うための経費を要求している。

(3) **その他**

取組を行った時期 :平成16年4月及び7月

具体的内容

平成16年7月に大学、各種学校等の教育機関に入学を予定する外国人及び10月以降に日本語教育機関に入学を予定する外国人に係る在留資格認定証明書交付申請について、経費支弁能力の確認等に関する通達をそれぞれ同年4月及び7月に発出し、審査の一層の適正化を図った。

取組を行った時期 通年

具体的内容

平成15年10月1日から認めることとした夜間大学院における留学生の受入れの特例措置を実施することを内容とする構造改革特別区域計画について、平成16年9月1日現在、3件が認定されている。

機構・定員要求

具体的内容

平成17年度定員要求において、出入国審査業務の充実・強化を図るため、64人の増員を、また、在留資格審査業務の充実・強化を図るため、6人の増員をそれぞれ要求している。

2.今後の予定

(1) **法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期)**

「地域再生のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)における全国を対象とした支援措置として、外国の大学の学生が夏期休暇等を利用して、地方公共団体が実施する異文化交流を目的としたプログラムに参加し、報酬を受けて、我が国の小・中学生に対し国際文化交流に係る講義を行う活動について、地方公共団体が当該学生の滞在中の活動について責任を負うことを前提に、その入国を認めるために必要な措置を、平成16年度中に全国において講ずることとしている。

	<p>(2) その他 (具体的内容・取組予定時期)</p> <p>今後とも、留学生等の受入れ促進のための諸施策を他の行政分野を担当する機関とも協力の上実施していくことに加え、スポーツ、イベント、ワーキング・ホリデー制度等を通じた交流を支援することとしている。</p> <p>他方、留学生の不法残留者が再び増加傾向にあるなどの状況を踏まえ、関係機関との連携を密にしつつ実態調査を積極的に実施するなど、引き続き厳格な審査を実施していくほか、依然として、受け入れた留学生、就学生の在留の把握や指導が適正になされているとは認められない教育機関が散見されており、関係機関と協力の上、留学生、就学生の受入れ及び受入れ後の在籍管理の在り方についての改善と教育環境の整備等について、引き続き教育機関を指導していくこととしている。</p> <p>3. その他 該当なし</p>
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成 16年 9月 1日現在

政策所管部局	入国管理局
名 称	好ましくない外国人の排除
評価の概要	<p>総合的な不法就労外国人対策を行った結果、本邦における不法残留者数は減少傾向を維持していることから、効果的な不法滞在者対策を実施することができたものと考ええる。</p> <p>また、偽変造文書鑑識機器を十分に活用した結果、平成 15 年中に出入国審査時に発見した偽変造文書発見件数は、前年より大幅に増加しており、新たな入管法違反者の入国阻止に効果があったものと考ええる。</p> <p>しかしながら、不法残留者数は依然として高水準にあるほか、これら不法に滞在する外国人による犯罪の増加傾向が顕著であり、我が国社会の安全を求める国民の期待に応えるためにも、これら外国人を確実に排除する必要がある。</p>
評価結果に基づく措置状況	<p>1. これまでに講じた措置の内容及び時期</p> <p>(1) 法令の立案制定 改廃の措置を講じたもの</p> <p>-----</p> <p>法令名 : 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律</p> <p>立案制定 改廃の時期 : 平成 16 年 6 月 2 日公布, 同年 12 月 2 日施行 (の記載に係る部分)</p> <p>-----</p> <p>具体的内容 不法残留等の罪に係る罰金の上限を 30 万円から 300 万円に、不法就労助長の罪に係る罰金の上限を 200 万円から 300 万円に引き上げるなどするとともに、過去に退去強制歴等のある者が再度退去強制された場合の上陸拒否期間を 10 年間に伸長することとした。また、自ら出頭した不法残留者で過去に退去強制等されることがないなど所定の要件を満たすものについては、退去強制手続によらずに簡易な手続で迅速に出国させる出国命令制度を設け、その者に係る上陸拒否期間も 1 年間に短縮することとした。</p> <p>我が国の在留資格制度をより適切に運用する観点から、偽りその他不正の手段により上陸許可等を受けたこと、正当な理由なく在留資格に係る活動を継続して 3 か月以上行わないで在留していることなどの事実が判明した場合に、当該外国人の在留資格を取り消すことができる在留資格取消制度を設けることとした。</p>
	<p>(2) 予算措置を講じたもの</p> <p>平成 17 年度概算要求において、不法滞在者対策の推進を図るため、退去強制手続に係る経費、不法就労キャンペーンに係る経費、偽変造文書鑑識機器及び空港審査遊撃班に係る経費を要求している。</p> <p>なお、偽変造文書鑑識機器の導入及び空港審査遊撃班に係る経費は、「外国人の円滑な受入れ」の施策で述べた出入国審査経費にも含まれている。</p> <p>-----</p> <p>事業等名 : 不法滞在者対策の推進を図るための経費</p> <p>-----</p> <p>概算要求額 (千円) : 2,707,481 千円</p> <p>-----</p> <p>具体的内容 摘発活動、摘発後の収容、送還に係る経費、不法就労キャンペーン及び偽変造文書鑑識機器等に係る経費を要求している。</p>
	<p>(3) その他</p> <p>-----</p> <p>取組を行った時期 : 平成 16 年 4 月</p> <p>-----</p> <p>具体的内容 不法就労外国人が集中する新宿区歌舞伎町地区に設置されている東京入国管理局新宿出張所に統括入国警備官 1 名を増設し、各種情報の分析及び摘発の企画を担当する統括入国警備官と、摘発を担当する統括入国警備官とに業務を分担することとした。</p>

取組を行った時期 :平成 16 年 4 月

具体的内容

東京都内を 4 地域に分け、それぞれの地域を専門的に担当する方面隊組織として構築するとともに、これら方面隊が東京入国管理局管内 8 県を分担して専門的、機動的に摘発を行うこととした。

取組を行った時期 :平成 16 年 4 月

具体的内容

地方空港における入国審査の厳格化を図るため、成田空港支局及び関西空港支局に空港審査遊撃班を創設し、これらの職員を機動的に地方空港に派遣することを通じて、成田空港等大規模空港の高度な偽変造鑑識技術等のノウハウを地方空港の入国審査に活用することとした。

取組を行った時期 :平成 16 年 4 ~ 6 月

具体的内容

平成 16 年 4 月 19 日から 6 月 18 日までの間、全国の地方入国管理局がそれぞれに期間を設定（1 ~ 3 週間）し、波状的に集中摘発を実施し、入管局の集中摘発としては史上最高の 1,699 人を摘発した。

取組を行った時期 :平成 16 年 6 月

具体的内容

平成 15 年度と同様に、平成 16 年 6 月 1 日から同月 30 日までの 1 か月間を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」と定め、関係省庁、地方自治体、関係団体に対して、外国人の不法就労防止に向けた協力等を依頼し、また、街頭での広報活動等の啓発活動を行った。

また、平成 14 年以降、6 月は内閣官房副長官補室において「外国人労働者問題啓発月間」に設定されており、平成 16 年 6 月、警察庁、厚生労働省及び法務省の担当課長で構成する「不法就労外国人対策協議会」は、経済 4 団体に対し、傘下の事業主に対する適正な外国人の雇用に関する指導と啓発を行うよう要請した。

取組を行った時期 :平成 16 年 6 月

具体的内容

平成 16 年 6 月、入国管理局幹部が中国公安部及び外交部などを往訪し、我が国における不法滞在中国人の現状・対策等について説明し、不法出国の取締り、速やかな退去強制への協力等を要請した。

機構・定員要求

具体的内容

平成 17 年度定員要求において、退去強制手続業務の充実・強化を図るため、98 人の増員を要求している。

機構・定員要求

具体的内容

中部圏における退去強制手続業務の強化のため、
・ 首席入国警備官（調査担当）の業務を見直して、摘発を担当する首席入

国警備官（調査第一担当）とし、加えて摘発業務以外の違反調査を担当する首席入国警備官（調査第二担当）を増設すること

- ・ 首席入国警備官（企画管理・処遇・執行）の業務を見直して、企画・立案業務を行う首席入国警備官（企画管理担当）とし、加えて処遇・執行業務を専門的に担当する首席入国警備官（処遇・執行担当）を増設することを要求している。

2.今後の予定

(1) **法令の立案制定 改廃の措置を講じる予定のもの（具体的内容・取組予定時期）**
 国連国際組織犯罪防止条約を補足する「密入国」議定書及び「人身取引」議定書の締結に伴う国内法整備として出入国管理及び難民認定法の改正について検討中である。

(2) **その他（具体的内容・取組予定時期）**

- ア 不法残留者数は依然として高水準にあり、これら不法に滞在する外国人による犯罪が多発傾向にあることから、平成15年度に引き続き、入管法違反外国人の集中摘発を今後も実施する予定である。
- イ 入管、警察、海上保安庁、税関等関係省庁及びその他地方機関が情報交換を行い、協力体制を一層緊密にして入管法違反事犯へ適切に対処するため、平成16年度においても、平成15年度に引き続き、「入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会」を開催する予定である。
- ウ 引き続き入国審査時における偽変造文書の発見に努めるべく体制を強化し、不法に入国を企図する者を水際で排除していく。平成17年2月開港予定の中部空港は、アジア地域における新たな国際ハブ空港として24時間体制で運用される予定であり、同空港支局には偽変造文書対策室を置くこととしているほか、夜勤交代制で専従の偽変造文書鑑識要員を勤務させることとしている。
- エ 摘発体制を強化し、より多くの不法滞在者を摘発するためには、適正・円滑な収容・送還業務が実施できる体制を整備することが必要であるところ、平成14年度は東京入国管理局新庁舎の完成により同局の収容定員を600人から800人に拡充し、平成15年度は東日本入国管理センターの収容定員を449人から700人に拡充してきたが、平成16年度においては、名古屋入国管理局の収容定員を80人から120人への拡充を進めており、今後も収容・送還業務のより一層の充実に努める予定である。

3.その他
 該当なし

備 考